

国際海上コンテナ陸上輸送高度化支援事業に関する想定問答

問 国際海上コンテナ陸上輸送高度化支援事業とは、どのような事業ですか。

答 国際海上コンテナの貨物需要が増加する一方で、大型化するコンテナ貨物に対応できない老朽化したコンテナシャーシが多数存在し、非効率な輸送の原因となるなど、環境面や安全面での懸念材料となっているため、老朽化した従来型シャーシから20ft・40ftコンテナ兼用シャーシへの転換を促進し、輸送の効率化等を図る必要があるため、「国際海上コンテナ陸上輸送高度化支援事業」として2億5,500万円を平成21年度補正予算に計上したものです。

問 補助率は何%ですか。また、補助金の上限額はいくらですか。

答 補助率は、補助対象経費の1/2以内です。

なお、補助金の上限額は、20ft・40ftコンテナ兼用シャーシの買換えについては75万円、20ftコンテナ専用シャーシの廃車については10万円となります。

問 予算額はいくらですか。また、予算額に達した場合の取り扱いは、どのようになりますか。

答 予算額は、2億5,500万円です。

なお、予算額に達した時点で申請を締め切ることになります。この場合には公表しません。

問 補助申請に係る車両の登録又は廃車をいつからいつまでに行ったものが、補助申請の対象になりますか。

答 平成21年8月17日から平成22年1月29日までの間に新車新規登録又は抹消登録を行ったものが補助の対象となります。

問 補助申請の締め切りはいつですか。

答 20ft・40ftコンテナ兼用シャーシの買換えについては、新車新規登録した日から30日以内、20ftコンテナ専用シャーシの廃車については、抹消登録した日から30日以内とします。(複数台を申請する場合は、すべての車両の中で最も遅い新規登録日又は抹消登録日から30日以内とします。)

問 申請窓口はどこですか。

答 事業者の管轄地にある各地方運輸局(沖縄県においては沖縄総合事務局)が申請窓口になります。

問 申請書の他に提出書類は、何がありますか。

答 下表のとおり

提出書類	20ft・40ft コンテナ兼用シャーシへの買換え	20ft コンテナ専用シャーシの廃車
第4号の3様式（申請書兼実績報告書）	○	○
第4号の3様式別紙	○	○
補助対象経費に係る請求書（写）	○	○
補助対象経費の支払いを証する書類（写）	○	○
補助金交付申請書に添付する振込先調書	○	○
預金通帳のコピー等	○	○
自動車検査証（写）	○	
登録事項等証明書（写）		○
第26号様式（補助金請求書）	○	○

問 当座口座で通帳がない場合、口座確認書類として何を添付すればよいか。

答 当座小切手帳の表紙や当座勘定照合表や当座勘定入金帳の写し（預金額や入出金の部分は黒塗りしていただいても構いません。）等を提出してください。

問 20ft・40ftコンテナ兼用シャーシの購入のみの場合も補助の対象となりますか。また、台数の制限はありますか。

答 補助の対象となります。

なお、原則として台数の制限はありません。

問 買換えによる20ft・40ftコンテナ兼用シャーシの価格と通常の40ftコンテナ専用シャーシの価格との差額とは、具体的にどのように算出するのですか。

答 通常の40ftコンテナ専用シャーシの価格を250万円として算出することとします。

例えば、購入した20ft・40ftコンテナ兼用シャーシの車両本体価格が400万円の場合、差額は、400万円（実購入車両本体価格）－250万円（通常の40ftコンテナ専用シャーシの価格）＝150万円となります。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象とならないのでご注意ください。

問 買換え車両の導入費とは、購入・リースいずれも認められますか。また、割賦払いの場合は、導入費として認められますか。

答 買換え車両の導入費は、購入した場合に認められます。

なお、リースによる導入及び割賦払いで購入した車両にあっては、補助対象経費として認められません。

問 購入した車両を保有しておかなければならない期限はありますか。

答 財産処分制限期間（４年）は、処分（譲渡、貸し付け等を含む）することができません。

なお、やむを得ず処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第２７号様式）により大臣の承認を受ける必要があります。

問 ２０ｆｔコンテナ専用シャーシの廃車の場合も補助の対象となりますか。また、台数の制限はありますか。

答 補助の対象となります。

なお、原則として台数の制限はありません。

問 ２０ｆｔコンテナ専用シャーシの廃車に係る費用とは、具体的にどのような費用が認められますか。

答 ２０ｆｔコンテナ専用シャーシの廃車に係る費用は、以下の費用を含むものとします。

- ①解体費用
- ②引き取り手数料
- ③抹消登録及び登録事項等証明書の申請手続きにかかる費用
- ④臨時運行許可にかかる費用 等

問 補助申請（実績報告）時において、補助対象経費の支払いが終わっていても申請できますか。

答 補助申請（実績報告）時までにはすべての書類が整っていなければ、申請することはできません。

ただし、手形等により購入し、代金の支払いが補助申請（実績報告）時点で現に行われていない場合には、支払うべき代金を証する書類が添付してあれば申請することはできます。この場合は、支払い後すみやか（平成２２年３月末日まで）に改めて領収書等の写しを提出していただくことになります。